

2019年10月1日から

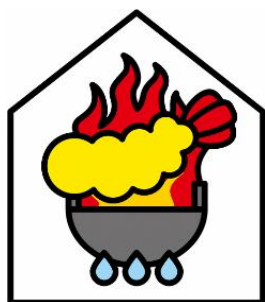
火を使用するすべての飲食店に
消火器の設置が義務化されます！！



改正の背景

平成28年12月22日に新潟県糸魚川市で発生した火災を踏まえて、消防法令が平成30年3月28日に改正され、火を使用するすべての飲食店に消火器の設置が義務化されることとなりました。

[飲食店の消火器設置義務化 リーフレット（一般社団法人 日本消防設備安全センター）](#)



- 《対象》 火を使用する設備又は器具を設けた飲食店等
- 《期日》 2019年10月1日から消火器の設置が義務化
- 《注意点》 業務用の消火器を設置する必要があります。
設置後は消防法令に基づき点検を行い、1年に1回消防署への報告が必要になります。

[総務省消防庁ホームページ](#)

消火器の設置義務免除の要件

火を使用する設備又は器具のすべてに以下のような防火上有効な措置を設けている場合は、設置義務が免除となります。

- 調理油過熱防止装置
- 自動消火装置
- その他の危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置（圧力感知安全装置等）

問い合わせ先

東近江行政組合消防本部予防課 TEL 0748-22-7603

近江八幡消防署予防係 TEL 0748-33-5119

日野消防署予防係 TEL 0748-52-0119

愛知消防署予防係 TEL 0749-45-4119

八日市消防署 予防係 TEL 0748-22-7610

能登川消防署 予防係 TEL 0748-42-0119